



# 国保だより

○令和3年5月31日現在  
 国保世帯数 9,920世帯  
 被保険者数 16,202名  
 保健事業 第108号  
 ○発行  
 須賀川市保険年金課  
 電話 88-9136

**新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた世帯に対する国民健康保険税の減免が延長になります。 【国保税係】**

## 【国保税の減免の対象となる方】

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
 ⇒ 国保税を全額免除  
 ※「重篤な傷病」とは1ヶ月以上の治療を要すると認められる等病状が著しく重い場合です。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方  
 ⇒ 次の基準により減免

### 収入減少の要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、または給与収入の減少が見込まれ、次の(1)から(3)の要件全てに該当する世帯

- (1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの**減少額**（保険金、損害賠償等により補てんされる金額を差し引いた額）が**前年の当該事業収入等の額の10分の3以上**
- (2) 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下
- (3) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

※主たる生計維持者とは原則として世帯主を指しますが、生計維持関係が推察できる場合は、世帯内で最も所得の多い方とすることもあります。（国保被保険者に限りません。）

### 減免額の計算

次の【表1】で算出した対象保険税額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額が減免されます。

【表1】

対象保険税額 = $A \times B / C$
A：世帯の被保険者全員について算出した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：主たる生計維持者及び世帯の全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

- 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業（雇用保険の受給がないもの）の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。
- 非自発的失業による保険税軽減制度（前年所得を30/100とみなす）の対象となる方は、収入の減少による減免のうち、給与収入が減少した場合の対象となりません。

**【申請に必要な書類】**

減 免 理 由	必 要 書 類
主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の3/10以上	I 減免申請書 II 減少見込額が推察できる書類（帳簿などの写し） III 税務署等に提出される廃業届等（主たる生計維持者が事業を廃止した場合） IV 事業主等による証明書等（主たる生計維持者が失業した場合）※雇用保険の受給がない方または65歳以上の方 V 保険金等により補てんされるべき金額がわかる資料（該当する場合）
主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯	I 減免申請書 II 医師の診断書等事実を確認できる書類

○減免の対象となる国保税は令和3年度分であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。

○申請受付は令和3年度国保税の納税通知書が届いた後からとなります。（発送は7月中旬予定です。）要件に該当する方は、申請に必要な書類等をご案内いたしますので、国保税係までお問合せ下さい。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、郵送による申請を推奨しています。

**申請の期限及び減免の決定について**

申請の期限は、令和4年2月28日です。

減免の決定については、順次お送りいたします。減免額は残りの納期で調整されますので、納期が到来するものについては、当初の納付書で納付してください。

令和3年福島県沖地震により被災されました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

**令和3年福島県沖地震により被災された被保険者に対する国民健康保険税の減免が延長になります。（令和3年4月～令和4年1月分） 【国保税係】**

**【国保税の減免の対象となる方】**

令和3年福島県沖地震の被害により、納税義務者及び世帯に属する被保険者の所有する住宅や家財が損害を受け、その損害程度が「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」「全壊」のいずれかに認定された世帯

**【国保税の減免割合】**

合計所得金額の合算額	減 免 の 割 合			
	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全 壊
500万円以下であるとき	2分の1			全 部
750万円以下であるとき	4分の1			2分の1
750万円を超えるとき	8分の1			4分の1

**【減免の申請】**

・昨年度申請し減免の決定を受けた方は、再度申請する必要はありません。まだ決定を受けていない方については、申請が必要になりますのでお問い合わせください。

**【減免の決定時期】**

・8月中旬以降、順次決定通知を送付します。  
 ・7月中旬に令和3年度の納税通知書が送付されますが、減免前の金額で通知されます。  
 減免は8月以降の納付分から調整となりますので、減免決定前は当初の納付書で、減免決定後は変更後の納付書で納付してください。

## 国民健康保険限度額適用認定証の更新時期が近づいていますので、引き続き認定証が必要なときは、再度申請してください。

【国保給付係】

現在、国民健康保険限度額適用認定証をお持ちの方は、令和3年7月末日が有効期限となっています。毎年8月1日が更新日となりますので、引き続き、令和3年8月以降の認定証が必要なときは、下記のとおり再度申請してください。

なお、今年度からは、一部の方を除いて個別の定期更新に関するご案内はいたしません。

### 限度額適用認定証とは…

外来・入院とも、個人単位でひと月の一医療機関の窓口での支払いは、『適用区分』に応じた限度額までの負担になります。適用区分は被保険者の年齢や所得区分によって異なり※、その適用区分を示したものが限度額適用認定証（以下認定証）となります。

医療費が高額となる場合は、あらかじめ保険年金課に申請し認定証の交付を受け、医療機関の窓口にて提示することで、適用区分に応じた限度額までの支払いにとどめることができます。

※適用区分の詳細は、[市ホームページ](#)でご確認いただくか、保険年金課へお問い合わせください。

### ◆更新申請の受付開始日

**令和3年8月2日（月）**

認定は、申請した月の1日からとなります。

8月中に申請があった場合は、8月1日に遡って認定されます。

### ◆申請手続きに必要なもの

- (1) 認定証が必要な方の国民健康保険被保険者証
- (2) 窓口に来る方の本人確認ができる書類（※1）
- (3) 世帯主及び手続きの該当者の個人番号が確認できる書類（※2）
- (4) 現在お持ちの認定証（有効期限：令和3年7月31日）
  - ※1：官公署発行で顔写真のあるもの・・・1枚（マイナンバーカード・運転免許証等）  
官公署等発行で顔写真のないもの・・・2枚（被保険者証・年金手帳等）
  - ※2：マイナンバーカード、または、通知カード

### 〔須賀川市ホームページ〕

トップページ>くらし・手続き>  
国民健康保険・後期高齢者医療制度>  
給付について>  
高額療養費の支給



### ◆申請場所

保険年金課国保給付係 ・ 長沼市民サービスセンター ・ 岩瀬市民サービスセンター

### ◆ご注意点

- 認定は、申請した月の1日からです。
- 国保税に滞納がある世帯には認定証を交付できませんので、完納後に申請してください。
- 国民健康保険加入者のうち、所得の確認がとれない方がいる世帯は、上位所得者世帯としての判定になりますので、速やかに申告されるようお願いいたします。
- 非課税世帯で、申請日の前1年間に91日以上入院をされた方は、入院日数が確認できる領収書や証明書が必要となる場合がありますので、ご持参いただくと間違いありません。

## 国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのある被用者に対する傷病手当金支給の適用期間が“令和3年9月末”まで延長されました

【国保給付係】

### 1 支給対象者

次の4つの条件をすべて満たす方

- (1) 須賀川市国民健康保険に加入している方
- (2) お勤め先から給与等の支払いを受けている方（被用者である方）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために仕事を休んでいる方
- (4) 仕事を休んでいる間、お勤め先から給与等の全部または一部の支払いがない方

### 2 支給対象となる日数

新型コロナウイルス感染症への感染または感染疑いにより仕事を休んだ日から連続して3日間（待機期間）の後、4日目以降の仕事を就けなかった期間のうち就労を予定していた日数

### 3 支給額の計算方法

1日あたりの支給額〔直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数〕× (2/3) × 支給対象となる日数

### 4 適用期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で、療養のため仕事を休んでいる期間

(注) ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで。

### 5 申請方法

支給を受けるためには申請が必要となります。申請を希望される場合は、必ず事前に保険年金課国保給付係にお電話にてお問い合わせいただき、保険年金課の窓口にて手続きをお願いします。（郵送による申請も可能です。）

なお、申請手続きに必要な書類については、市ホームページでご確認いただくか、保険年金課へお問い合わせください。

#### 〔須賀川市ホームページ〕

トップページ>くらし・手続き>国民健康保険・後期高齢者医療制度>給付について>国民健康保険傷病手当金



## 休日納税窓口を開設しています

平日に手続きする時間が取れない方などを対象として、「休日納税窓口」を開設しています。

書類が揃っている場合に限りませんが、納税相談のほか、国民健康保険の加入や脱退などについてもお手続きができます。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

- **開設する日** 毎月最終の日曜日（年末年始は除きます）
- **開設時間** 午前9時から午後4時まで
- **開設場所** 収納課窓口（市役所2階）※保険年金課職員が対応いたします。

#### お問合せ先

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

須賀川市保険年金課

国保税係（電話）0248-88-9136・FAX 0248-94-4561

国保給付係（電話）0248-88-9135・ //